十市監委第 123 号 令和 2 年 2 月 28 日

十和田市長 小山田 久 様十和田市議会

議長 畑山 親弘 様 十和田市教育委員会

教育長 丸井 英子 様

十和田市監査委員 髙岡 和人

十和田市監査委員 山本 秀典

令和元年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年度財政援助団体等監查結果報告書

1 監査の期間

令和元年12月10日から令和2年2月28日まで(聴取日:2月5日)

2 監查対象年度

平成30年度

3 監査対象事業等

(1) 補助金

対 象 事 業 名	補助金額 (円)	事 業 主 体	所 管 課
十和田市にんにく日本一確立 支援事業	9, 688, 000	農業経営の認定者でにんにくの 生産者23件	農林畜産課
十和田市町内会連合会	13, 042, 000	十和田市町内会連合会	まちづくり支援課
十和田市高年齢者就業機会確保事業 費等及び雇用開発支援事業費等	9, 739, 000	公益社団法人十和田市シルバー 人材センター	商工観光課

(2) 指定管理者

公の施設の名称	指定管理料 (円)	指定管理者 所管課
十和田市民文化センター・ 十和田市生涯学習センター	45, 234, 000	東北共立・県南環境保全センター グループ スポーツ・生涯学習課

4 財政援助の妥当性及び事務の適正性を主眼に、次の観点について所管課及び団体を監査した。

- (1) 補助金
 - ① 補助金等交付の目的及び事業内容の明確化について
 - ② 補助金等の公益上の必要性について
 - ③ 補助金等交付団体への適切な指導監督について
- (2) 指定管理者
 - ① 指定管理者の指定及び協定書等の適正性について
 - ② 管理に関する経費の算定、支出の方法等について
 - ③ 指定管理者に対しての適切な報告、調査又は指示について

5 監査の方法

- (1) 関係書類の調査
- (2) 補助金等に関する調書の調査
- (3) 所管課及び事業主体事務局からの聴取調査
- ※ 十和田市にんにく日本一確立支援事業主体の聴取は、農業経営者2名とした。

6 監査執行者

監査委員 髙岡和人監査委員 山本秀典

7 監査の結果

財政援助団体等監査の結果、事務の処理はおおむね適正に処理されていることが認められた。 なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対 して改善又は検討を要望した。